

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

9条の会 ニュース No.33 2013年3月発行

〒300-2667 つくば市中別府591-7

電話/Fax 029-847-3884

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

憲法24条はこうして生まれた —ベアテ・シロタ・ゴードンさんを偲んで—

緒方章宏

日本国憲法の草案作りに携わり、24条と14条の生みの親ともいえるベアテ・シロタ・ゴードンさん(以下ベアテさんとする)が昨年末の12月30日に89歳で亡くなった。彼女が最後までこだわっていたのは「平和」と「女性の権利」をどのように守るかということであったといわれている。

1923年オーストリアで生まれたベアテさんは、5歳半のとき山田耕筰氏の招きによって、東京音楽学校(現東京藝術大学音楽学部)に赴任したピアニストである父親(レオ・シロタ氏)と共に来日し、その後15歳半ばになるまで東京で過ごした。しかし、その頃の日本はすでに軍国主義が台頭しており、家族は憲兵の厳しい監視下におかれていたという。またベアテさんは当時の日本女性の社会的地位の低さ、たとえば、選挙権は認められていない、自分の意思で結婚も離婚もできない、財産権や相続権、住居の選択権も認められていないなど、をつぶさに見てきたと述べている(土井たか子、B・シロタ・ゴードン『憲法に男女平等起草秘話』岩波ブックレットNO400 7頁 1996年 岩波書店)。

1939年、ベアテさんは大学進学のため単身アメリカに帰国したが、戦後、日本に残っていた家族に会うため、GHQの民間職員に応募、民政局職員として主に女性の政治運動および小規模政党の運動についてのリサーチや日本との交渉で通訳を務めた。その後、民政局内に設けられた憲法草案制定会議のメンバーに登用され、日本国憲法改正草案づくりに携わることになった(ベアテさんは当時22歳であった)。彼女は、人権に関する草案のうち、女性に関する権利条項づくり

を担当することになったが、これは在日中に見てきた日本女性の劣悪な社会的地位を何とか変えたいという彼女の強い意志があったからにほかならない。この点について、ベアテさんは「私は朝から晩までいろいろな憲法を読んで、何が日本の国に合うか、また自分の経験で日本の女性にどういう権利が必要であるかをよくかんがえました。私は憲法のなかに女性のいろいろな権利を含めたかったのです。配偶者の選択から、妊婦が国から補助される権利まで全部入れたかったです。そしてそれを具体的に詳しく強く憲法に含めたかったのです」と述べている(土井たか子・ベアテ 前掲書 13頁)。

このような考え方から、ベアテさんの執筆した箇所は、女性の権利から子どもの保護、社会福祉にかかる事項などと多岐にわたる。なかでも後の24条になる18条は重要であると思われる所以全文を掲載しておく。すなわち「家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は善きつけ悪しきにつけ、国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは、法の保護を受ける。婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然であるとの考えに基づき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基づくべきことをここに定める。



Beate Sirota Gordon in 1947. A search for lost parents led to Japan.

24歳頃のベアテ・シロタ・ゴードンさん(1947)。

これらの原理に反する法律は廃止され、それに変わって配偶者の選択、財産権、相続、住居の選択、離婚ならびに婚姻および家庭に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである。その他、19条では、未婚、既婚を問わず母親に対する法的保護および嫡出でない子に対する法的保護、20条は養子

に対する法的保護、23条は教育に関する権利、24条は子どもへの医療の保障、25条は子どもの就労の制限と搾取の禁止、26条は男女ともに就労の権利のあること、29条は各種社会保険システムの保障、最低賃金制、国家の国民を守る義務、などから成っていた。これらの規定は、ほぼ1919年のドイツワーマル憲法119条以下(第2章共同生活)の規定を参考にしたとペアテさんは述べている(ペアテ「1945年のクリスマス」159頁 柏書房 1995年)。

しかし、その後の民生局運営委員会での討議において、ペアテ草案については、文章が長すぎる、社会福祉については憲法に規定するものではなく、民法など法律で規定すればよいなどの理由で削除され(ペアテさんが泣きながら削除に抵抗したのはこのときである。修正の様子についての詳細は、ペアテ前掲書182頁以下、ジェームス三木「憲法はまだか」215頁以下 角川書店 2002年も参考になる)、結局18条だけが残され、修正が加えられた結果、今日の憲法24条「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」になったのである。ただ、19条以下の規定は削除されたが、その精神は現行憲法の教育の権利や勤労の権利などに織り込まれている。

こうして民生局による憲法改正草案がまとまり、日本側とGHQとの協議に入るるのであるが、ペアテ草案に対して日本側は女性の権利について、「日本には、女性が男性と同じ権利を持つ土壌はない。日本女性には適さない条文が目立つ」として、その実現に強い抵抗を示した。こうした日本側の強い抵抗に対し、ケーディス大佐から、「マッカーサー元帥は占領政策の最初に婦人の選挙権の授与を進めたように、女性の解放を望んでおり、この条項は、日本をよく知るミス・シロタが、日本女性の立場や気持ちを考えながら、書いたものであるから、悪いはずがなく、パスさせるべきである」と強く主張し、結局、日本側はこれを承諾せざるを得なかった(ペアテ 前掲書 216頁)。

帝国憲法改正草案は、日本側とGHQとの間の協議によって多くの修正を加え、1946年6月20日、第90回帝国議会(制憲議会)に提出された。24条の規定については(提案時は22条)、家族制度(家制度)は、天皇を頂点とする国家の末端を支える制度であり、家族制度(家制度)を廃止することは、こうした国家全体の秩序を否定するものであるとする保守系議員から激しい反対意見にさらされ、政府は、一度は家制度の核心部分(戸主権、家督相続など)は残される答弁した。これに対し、社会党(当時)など革新系議員から、従来の家族制度は夫婦を法律的に同等と認めておらず、妻は法律的行為をするには無能力者となる、また家長の権限が強いことなどは家族構成員の個人としての人格の自由な発達や幸福追求の権利を奪うことになると主張し、最終的に、政府は「戸主を中心とする家族制度は、如何にも封建的色彩を帯びて居り、幾多の弊害を生ずる。これは今度の改正憲法に於て、個人の尊厳と両性の本質的平等と云うものから立脚いたしまして、所謂戸主を中心とする家族制度を無くしようとした所以であります」(木村篤太郎司法大臣、貴族院本会議8月28日)と述べて、戦前の家族制度(家制度)の封建的性格を認めざるを得なかつたのである(1945年12月17日に衆議院議員選挙法が改正され、はじめて女性に選挙権が認められ、1946年4月10日に実施された衆議院選挙で39名の女性議員が誕生していた)。

24条の規定は、ペアテさんが在日中に見てきた日本女性の劣悪な社会的地位を何とかしなければという思いが「女性が幸せにならなければ、日本は平和にはならないと思った。男女平等は、その大前提だった」(ペアテ 前掲書 159頁)という強い思いにつながり誕生した条項である。

日本国憲法が施行されて65年以上を経た今、憲法改正が現実味を帯びてきた。自民党が作成した「日本国憲法改正草案」(2012年4月)では、現在の24条1項及び2項の前に「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」とする新たな1項を設けている。その意図は、自民党の2010年綱領の現状認識の項において「我々は、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇陛下のもと、今日の平和な日本を築きあげてきた。我々は元来、勤勉を美德とし、他人に頼らず自立を誇りとする国民である。努力する機会や能力に恵まれぬ人たちを温かく包み込む家族や地域社会の絆を持った国民である。家族、地域社会、国への帰属意識を持ち、公への貢献と義務を誇りを持って果たす国民である。これらの伝統的な国民性、生きざま即ち日本の文化を築き上げた風土、人々の営み、現在、未来を含む三世代の基をなす祖先への尊敬の念を持つ生き方…即ち『日本らしい日本の確立』である」と述べているところに示されていると思われる。ここで強調されているのは天皇制、自助・自立、帰属意識、公への貢献と義務である。

のことと改正案とを結びあわせれば、一時なりをひそめた復古的家族觀を復活させようとする狙いがあるといってよいだろう。

ペアテさんは、2000年5月2日に開催された第147回参議院憲法調査会に参考人として招かれ、憲法改正案の起草にあたった経緯等について意見を述べ、その締めくくりで、憲法を守ることについて「いい憲法だったらば、それを守るべきではないですか。この憲法は50年以上もちました。それは世界で初めてです。今までどんな憲法でも40年の間に改正されました。私は、この憲法が本当に世界のモデルとなるような憲法であるから改正されなかったと思います。日本はこのすばらしい憲法をほかの国々に教えなければならないと私は思います。平和はほかの国々に教えなければなりません。ほかの国がそれをまねすればよいと思います」と述べている。憲法改正に奔走する者たちは、このペアテさんの訴えをどのように読み取るのであろうか。

「平和憲法を守らなければ…！」

—選挙結果をうけて思う事—

上原 満

改憲勢力が多数選ばれた先の選挙には失望というよりは、むしろ気味の悪さを感じています。とりわけ2006~7年の第一次安倍内閣では、教育基本法を改悪し、総理自ら「慰安婦」問題等で、人権意識、歴史認識の低さと知性の欠如を国の内外に示し、そして最後にはぶざまに政権を投げ出しました。その安倍氏が再び総理に復活するとは、正に悪夢を見る思いで、ちょうど年末でもあり、思わず年賀状に以下に示すようなコメントを書いてしまいました。思いは今も変わりませんが、やや舌足らずのところもありますので、補足の文章を追加します。

昨年末の選挙結果を憂いて 年賀状に書いたコメント

ファシズムの暗雲が日本の空を覆っているような不気味さを感じています。権力に加担し、健全な批判精神を喪失したお粗末なメディアの存在と、忘れっぽく、画一性を好み、いつも簡単に多数意見に順応する国民性とが、幼稚で、時代遅れで、観念的な国家主義的思考に凝り固まった首相を誕生させたと感じています。

どうやら日本の社会には、「自由」「平等」「理性」「人権」とか「個性の尊重」あるいは「客観的真理」という、民主主義の基本となる概念が十分根付いていないように感じています。「原発ゼロ」はおろか、「平和憲法」自体も危ない状況で、これからは“9条の会”的場で、でき得るかぎりの対応をしていくしかない、と思ったりしています。

2013年1月1日

安倍政権が誕生して2ヶ月、各紙の報道は、相変わらず目先の経済的な動向だけに注目し、殆ど何の批判も無く、アベノミクスと称される経済政策を競って宣伝しているように思えます。反戦、平和の為に運動している市民の声が伝えられることは無く、革新政党の存在さえ無視され続けています。アベノミクス自体、アメリカでは既に破綻済みの、1980年代にレーガンが市場至上主義の下で軍事拡大を図って、巨額の財政赤字を招いたレーガノミクスを思い起こさせます。「軍事拡大」を「公共事業」に置き換えるれば、そのまま二番煎じのような気がして来ます。

時代が年号によって決められることも(1979年、大平内閣の時に法制化)、日本人の国民性を形成するうえで、大いに影響を及ぼしていると考えています。日々の時間さえも「昭和」とか「平成」と勝手に決められているのに、多くの人が何の違和感も無く従っている、という現実があります。時が恣意的に分断され、そのことが、過去から現在に続く歴史の連續性を感じさせ難くしているのかもしれません。

そういえば、テレビに映し出される光景で、官房長官が会場に入って直ぐに深々と頭を下げている様子をしばしば見かけますが、どうやら「国旗」にお辞儀をしているようです。これも人よりも国旗に象徴されている国家を上に見る、という姿勢の現れでしょう。学校等でも国旗や国歌の強要が、声高に要求されていますが、これも自由の侵害の最たるものと言えるでしょう。至る所にはびこる権威主義と相まって、物事の本質を考えることを厭い、忘れっぽく、画一性を好み、いつも簡単に多数意見に順応する国民性が形成されているのではないかと考えています。

現憲法、とりわけ第9条には、戦争の悲惨さを実感し、人間性を取り戻そうと考えた人々の努力によって確定され、多くの支持と希望を与え続けて来た、という歴史があります。今更、ここで戦前の復古調憲法に戻るわけには行いません。

(2013.02.21)

憲法改正の動き

2013年2月 高松邦夫

改憲の目論見は、戦後60年来の底流としてあった。実際には、“新憲法”発布から10年を経て憲法調査会が1957年に発足し、本音を発せずに、押しつけか、または、自主かを問題にすることから始めた。恒藤恭氏はこれを批判し、唱えられた改憲の中心的な関心が天皇制復古、戦争放棄を定めた第九条廃棄、あるいは基本的人権制限にあることを指摘して、改正の問題提起が本質的に憲法成立過程にないことを明快に説いている。その上で、提起された問題は、論理の整合性から、「現憲法を維持すべきか、明治憲法を復活すべきか」二者択一の形で問題を提起さるべきものと断じた。

自民党は2005年に改憲草案を示した。更に、時流に乗り、昨年末一層エスカレートした改憲草案を示した。“強い国の再生”を合言葉に、国防軍創設をあからさまに打ち出した。それは貧困と格差増大を生む自由主義経済推進と相携えている。改正案は、憲法前文を破壊し、国民主権を制限・天皇の元首化、第九条第二項削除、基本的人権の制限を強く打ち出している。地方自治が破壊されている。“改正”的内容は、一口で言って“明治憲法に還る”ものである。

明治憲法に回帰するはどういうことか？自民党改憲草案が何を招来するか？想像力の少しを働かせれば解ることであろう。戦後半世紀を優に超え、戦中・戦前の社会状況を想うことは、それらを部分的にでもせよ、経験したものでなければ簡単ではないかもしれない。例えば、今80歳前後の者にとって、日口戦争勝利・祝賀提灯行列は生まれる僅か30年前のことであったが、ものを判断できる頃には、それは既に遠い昔の歴史的な出来事になっていたことからも、容易に推察できる。従って、ここで気楽に戦中・戦前を語って押し付けるつもりは全くない。しかし、それらを歴史的な出来事として学べば、それらを評価し、それらに対し適切な判断と対応が可能であろう。新興日本国の国益を目指した帝国主義的膨張策によって、北東アジア、更に、東アジアを侵略したことは何れの歴史書・教科書によっても学び得る。アジア・太平洋戦争の惨禍は侵略されたアジア諸国のみならず、当の日本国にあっても、沖縄戦・本土空爆に見られる非戦闘員無差別殺戮を経験している。広島・長崎は戦勝国間の戦後処理の駆け引きの犠牲であった。戦争は政治的行為の一形態であると言われるが、戦争によって紛争の解決を図り、武器を用いて殺生を行うことは断じて行つてはならない。私たちはこれを戦争の体験から教訓とした。

日本国憲法第九条は戦後67年、曲がりなりにも、自衛隊の直接武器使用を阻止してきた。その現状にありながら、安倍首相は、“自衛隊は国際的に軍隊と認知されている”と語り、“従って、この事実との整合性を図らねばならない”、そのためには“自衛隊を国防軍にする”と語っている。日本国の大統領として、二重にも、三重にも誤った発言である。第一に、そのような自衛隊を、なし崩に憲法違反を重ねながら育ててきたのは、他ならぬ自民党自身である。その反省が全くない。恵庭事件は第一審で自衛隊を違憲と判決した。砂川事件・伊達判決は第一審で米軍駐留を違憲としている。いずれの判決も最高裁では違憲審査をせず、手続き論で却下された。そもそも、単独講和条約に基づく、日米安全保障条約が戦後の日本国経営を司ってきたが、この条約そのものが憲法違反の存在であり、自衛隊は安保条約に基づく駐留米軍と不離不測の間柄にある。そのような自衛隊をここまで育て上げたのが、この60年間日本国経営を担った自民党である。第二に、現職の首相は憲法を遵守する厳粛な責務を有する。憲法違反を棚上げにして、憲法違反に歩を合わせて改憲を目指すことは許されるものではない。第三に、首相は歴史に学んでいない。歴史に学ぶことができない指導者を持つことは、真に、不幸である。このような首相を選挙で選んだ市民の責任も、小選挙区制のトリックによる結果とは言え、問われなければならないであろう。

憲法第九条改変を許すことはできない。天皇制への復古と人権侵害を許すことはできない。そもそも、国家権力を行使する為政者が順守しなければならない国家の規範を、権力者の側からご都合主義的に改変することが、近代市民国家にあって、容認されることでない。現行憲法を、今、改正する必要は全くない。改正は、現時点で、明治憲法への回帰以外のなものでもない。憲法改変の策謀を許してはならない。

第九十六条の改正手続きを2/3から1/2に低くすることによって、改正を容易にすることを、先ず、したいと語っている。本来、為政者を縛る国家の規範を蔑ろにした暴挙である。国民を愚弄している。これを阻止しなければならない。

追記：参考資料として、憲法めぐる戦後の動きについて、心覚えのつもりで、別途「憲法への想い」として記している。

"憲法の危機に、どのように立ち向かうか"

—自民改正案をめぐって—

日 時：4月21日(日) 13時30分～17時 (13時開場)

会 場：小野川交流センター 1階会議室

プログラム：基調報告 緒方章宏氏 その他

昨年末の衆議院選挙では「改憲」勢力が多数を占め、極めて危険な状況になっています。これまで、自民党は天皇の元首化、9条の放棄、基本的人権の制限等、いわば明治憲法回帰への途をはっきりと示しています。「安倍改憲政権」が復活して2ヶ月、早くも武器輸出三原則の大幅緩和に踏み出し、TPP参加、原子炉再稼働を表明しています。このような危機的状況の下、当会としては、現状の分析と問題点、課題と対応について広く議論を展開する場を提供するために、「第14回講演と対話のつどい」として、対話を中心にした「表題のような集会」を開くことにしました。

集会では複数のパネリストによる報告と活発な対話を予定しておりますので、賛同者諸氏の積極的な参加を期待しています。

主催：筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

KEK九条の会、米国未臨界核実験実施に抗議

2013年1月10日、KEK九条の会例会では、米国未臨界核実験実施に対して再度抗議の意志を伝えることを決定し、同日、以下の内容の抗議文を駐日米大使に送付しています。

筑波研究所・大学関係9条の会としても、2010年、4年振りに再開された未臨界核実験にたいして強い抗議の意志を表明しています(ニュースNo.26.)。さらに、2011年に再度実施された未臨界核実験に対して抗議文を公表しました(No.28.)。KEK九条の会と連体し、隨時、同会の抗議活動を紹介しています。

お問い合わせ



駐日米国大使 ジョン・V・ルース殿

貴国未臨界核実験実施（2012年12月6日報道）に抗議する

昨年、2012年12月6日、私達は貴国が未臨界核実験を実施したことをニュース報道で知りました。同年10月に報道された貴国オバマ政権下第5回目の未臨界核実験実施（2012年5月-6月実施）に次ぐものです。先の実施について、私達は貴殿に抗議の意を伝え、オバマ大統領閣下にお伝えくださるよう要請いたしました。私達は、今回、更に深い失望と憂慮のうちにこの報道を受けとりました。そして、同時に、一層の憤りを覚ええたことを伝えます。貴国のような核兵器開発に関わる実験は、核廃絶を望む世界の人々の願に背を向け、真っ向から反するもので、黙過出来ない行為です。私達は貴国の未臨界核実験実施の行為に対し強く抗議し、貴国が核廃絶の大道を踏み外すことなく歩むことを重ねて要請します。

未臨界核実験が、未だに、国際条約で禁止されていない行為であることを、残念ながら、私達は承知しています。しかし、国際条約で禁止されていないからと言って未臨界核実験が許されるものではありません。それが国際的に核兵器開発競争を激化させ、如何なる理由を付するとしても、核兵器による大量殺戮と大量破壊の危険性を一層助長させるものであることを否定することが出来ません。核兵器廃絶の願いに全く逆うものです。貴国大統領が2009年に行ったプラハ演説で、核廃絶の大義を謳い、その希望を述べたことは、私達の記憶に新しいことです。核超大国である貴國の大統領の発言に、世界の人々は核廃絶の期待を大きく膨らませ、世界がその実現に向かって前進する希望を持ちました。貴国大統領が、その前進の途を踏み外し、大義を投げ捨てて、プラハ演説があたかも歴史の一駒であったかの如くに過去の世界に葬り去るのを許す事が出来ません。貴国大統領は、自身の発言に対して、そして何よりも世界の人々の願いに対して誠実に応える責務があります。

私達は貴国と貴国大統領が世界の人々の願いに背を向けることなく、核廃絶の大道に立ち、核大国の責務を果たすべきことを重ねて要請します。私達のこの意向を貴殿が貴国大統領閣下にお伝えくださることを信じます。

2013年1月10日
高エネルギー加速器研究機構 憲法九条の会

関連団体の活動

「さようなら原発」昼休みパレード in つくば

2013年3月11日(月) つくばセンター広場

3・11から丸2年が経ちました。福島原発事故収束の見通しもなく、故郷を追われた15万人の人々の苦しみ、悲しみは深まるばかりです。状況は何も変わっていないのに、原発事故などなかったかのような動きが顕著になり、情報が流されています。 ······

·····

プログラム 11:30 オープニング、リレートーク、うたごえ

12:15 パレード

13:00 終了

主催：「さようなら原発」昼休みパレード in つくば実行委員会

「茎崎9条の会」設立 7周年記念講演会のお知らせ

日 時： 2013年3月17日(日)開始 13:30 終了16:00予定

会 場： 茎崎市民交流センター(旧茎崎公民館)2階 研修室

プロ グ ラ ム

☆第1部 総 会 13:30~14:00

2012年度活動状況報告、財政報告及び 今後の活動方針の提案

☆第2部 講演会 14:00~16:00

「総選挙後の政治状況と憲法改正をめぐる動き」

講師 清水 雅彦 氏(日本体育大学准教授・憲法学)

資料代 300円(ご家族ご一緒に場合は500円)

事務局だより

これまでの賛同者数 826名

2013年2月28日現在

◎ 「会」へのお問い合わせは

安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884

武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

にアクセスして下さい。